府令・省令

○内閣府農林水産省令第十五号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第二百七十九号）の施行に伴い、日本農林規格等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年九月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　野村　哲郎

日本農林規格等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令の一部を改正する命令

日本農林規格等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令（平成二十一年内閣府農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（都道府県知事又は指定都市の長のする指示の内容等の報告） **第二条**　日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第二十一条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。 一～五　（略） ２　令第二十一条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。 一～五　（略） ３　令第二十一条第八項の規定による報告は、遅滞なく、調査の方法及び結果を記載した書面並びに前条の規定による文書の副本一通を提出してしなければならない。	（都道府県知事又は指定都市の長のする指示の内容等の報告） **第二条**　日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十九条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。 一～五　（略） ２　令第十九条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。 一～五　（略） ３　令第十九条第八項の規定による報告は、遅滞なく、調査の方法及び結果を記載した書面並びに前条の規定による文書の副本一通を提出してしなければならない。

附　則

この命令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

省令

○農林水産省令第五十三号

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十三号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）を実施するため、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和四年九月二十八日

農林水産大臣　野村　哲郎

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。